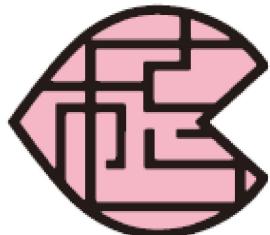


さくら市地域生活支援拠点等体制の概要

～生活全般で困ったらトータルサポートぱるぱる～



さくら市
SAKURA CITY

さくら市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係



1

（1）さくら市の概況

- 人口 43,684人
 - 世帯数 18,376人
 - 障害者手帳交付状況

身体障害者手帳所持数	1,321人
療育手帳所持数	408人
精神保健福祉手帳所持数	350人

2024年(令和6年)4月1日現在



2

さくら市の障害福祉サービス事業所数(令和6年4月末現在)

【障害福祉サービス類型】			
居宅介護	2	就労継続支援(A型)	2
重度訪問介護	1	就労継続支援(B型)	3
同行援護	0	自立生活援助	0
行動援護	0	共同生活援助	4
療養介護	0	施設入所支援	5
生活介護	6	自立訓練	1
短期入所	6	就労移行支援	2
重度障害者等包括支援	0	就労定着支援	2
指定特定相談支援	3	指定一般相談支援	2

【障害児福祉サービス類型】			
児童発達支援	2	障害児短期入所	1
放課後等デイサービス	5	指定障害児相談支援	3
保育所等訪問支援	1		

3

(2) さくら市地域生活支援拠点の整備とは

【設置時期】	令和5年度から運用開始
【目的】	障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための5つの機能を整備し、障害のある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。 1.相談 2.緊急時の受入れ・対応 3.体験の機会・場 4.専門的人材の確保・養成 5.地域の体制づくり
【整備類型】	親なき後など緊急時の対応及び緊急時に備えて、複数の専門機関が分担連携しながら機能を担う「面的整備」。
【事業概要】	既存の社会資源を活用しながら、「相談」「緊急時の受入れ」「体験の機会・場」の3つの機能の整備に主に取り組みながら、その他の機能についても進めていく。 (利用者事前登録制)

4

さくら市地域生活支援拠点等体制図

面的整備

相談



基幹相談支援センター



障害者
相談支援事業所

緊急時の受け入れ・対応



短期入所



共同生活援助

体験の機会・場



共同生活援助
(グループホーム)



短期入所



日中活動系
事業所

専門的人材の確保・養成

各種人材育成研修の実施
支援者への勉強会等

地域の体制づくり

居場所づくり
関係機関との連携

5

(3) 地域生活支援拠点の機能を担う事業所の登録

- ①事業所の運営規定において、地域生活支援拠点事業のどの機能を担うかを明記したうえで、市に拠点の認定申請を提出。
- ②市より拠点に認定した旨を申請事業所あてに通知。
- ③拠点事業の機能を担う事業所として体制の届出を指定権者に行うことで拠点としての加算を算定できる。

拠点事業の機能を担う事業所の確認と届出、加算取得の流れ

(事業所)

(市)

(指定権者)

運営規定を整備のうえ認定申請書を申請

- ①申請書を提出
②認定通知

拠点事業の機能を担う事業所の認定

県または市

市の認定通知を添付のうえ体制の届出を提出

③体制届出

○拠点に関する各種加算取得

6

拠点の機能を担う事業所(令和6年4月1日現在)

	施設名	サービスの種類	機能	対象者
1	桜ふれあいの郷	生活介護、施設入所支援 就労継続支援	体験の機会・場	知的
2	桜ふれあいの郷	短期入所	緊急時の受入れ	知的
3	清風園	生活介護、施設入所支援 就労継続支援B型	体験の機会・場	身体
4	清風園	短期入所	緊急時の受入れ	身体
5	障がい者支援センターふれあい	特定相談支援事業、 障害児相談支援事業	相談、緊急時の受入れ 体験の機会・場 地域の体制づくり	すべての障害
6	障がい者支援センターふれあい	一般相談支援事業	相談、緊急時の受入れ 体験の機会・場	すべての障害
7	グループホーム (とちぎ健康福祉協会)	共同生活援助事業	体験の機会・場	知的・身体
8	グループホーム (恵友会)	共同生活援助事業	緊急時の受入れ 体験の機会・場	知的・身体
9	ユースタイルホーム さくら	短期入所、共同生活援助	緊急時の受入れ 体験の機会・場	すべての障害

7

(4)さくら市地域生活支援拠点における「緊急時の定義」

「緊急時とは…」

普段障がい者を介護している家族等が、突発的な病気や入院事故等やむをえない理由により、障がい者本人が居宅で単独生活することが困難な場合。

(冠婚や旅行等前もって計画的利用の見込まれるものは除く)

「事前登録をしておけば…」

- 拠点に登録して、緊急時の受入れ先を体験するなど慣れておくことで「利用者」、「受入側」とともに環境が変わっても安心して利用できる。
- 登録することで、支援の方法を検討し支援のプランを立てて事前に準備することができる。

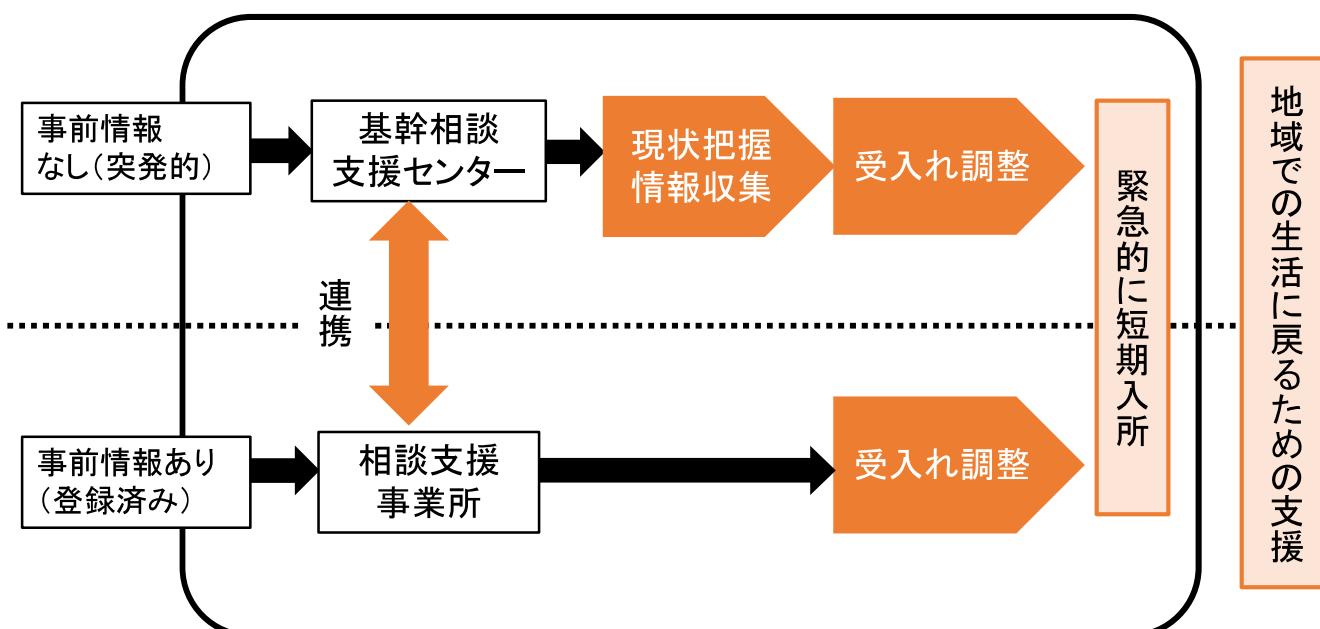
(5)相談・コーディネート窓口

基幹相談支援センター、障がい者支援センター、指定特定相談支援事業所、一般相談支援事業所等で、緊急時に支援が見込めない世帯を把握し、拠点への登録を促すと共にその他必要な相談支援を実施。

- 相談支援 さくら市基幹相談支援センター
☎ 028-681-1161
障がい者支援センターふれあい
☎ 028-681-6666
障害者相談支援センター桜花
☎ 028-681-6720
- コーディネート機能
さくら市基幹相談支援センター
☎ 028-681-1161

9

緊急時支援のイメージ



※地域生活支援に事前に登録することで、障害福祉サービスにつなぎ、受け入れ先も体験などで本人の状態を把握することで、受け入れまでの調整時間を大幅に短縮することができる。

10

(6) 設置経緯・スケジュール

関係機関への説明会等

令和3年度「第4期さくら市障がい福祉計画」において、令和3年度末までに整備することを目標としており、令和5年度に整備後は令和6年度「第5期さくら市障がい福祉計画」において、拠点機能の充実と連携体制の強化、コーディネーターの配置等の機能強化を目指しています。

令和4年度	さくら市障がい福祉計画をうけ、市内の関係事業所へ個別に訪問し事業内容の説明と意向調査等により実施要綱の内容を検討。実施要綱の整備。自立支援協議会への経過報告。
令和5年度	4/1 実施要綱施行。 自立支援協議会及び相談支援部会及び事業所部会への説明と協議。 再度、拠点の認定申請について関係機関へ説明。 事業所からの拠点認定申請の提出と登録。
令和6年度	自立支援協議会相談支援部会を通して、市内相談支援専門員へ登録者の掘り起こしと登録票の作成を依頼。拠点登録。 ※地域自立支援協議会相談支援部会、事業所部会を通して、隨時関係機関への状況報告、協議を実施。

11

(7) 課題と今後の方針

「体制の強化と充実」へ

- 潜在的なニーズを早期把握することで、事前登録者数を増やし障害福祉サービス等につなげ、緊急時の対応への受入体制を強化することで、地域生活での安心を確保する。
(親なき後、身寄りのない方、地域での孤立、介護(家族の入院)などに対応)
- 地域での協力体制を作るために、重層的支援体制整備事業を活用した、こども、高齢、介護など障害福祉以外の多方面の関係機関との顔の見える連携体制の強化を図る。

12

【参考資料】

○さくら市地域生活支援拠点実施の手引き

○本人向けチラシ

ちょうど
いい!
さくら市



SAKURA
CITY



さくら市地域生活支援拠点実施の手引き

～生活全般で困ったらトータルサポートぱるぱる～

1. 地域生活支援拠点整備の趣旨

国においては、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えつつ、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくように、切れ目のない支援体制（居住支援の機能や体制）を整備するよう、障害福祉計画の基本指針に位置づけています。

本市においては、障がい者の介護者の急病時の緊急の受け入れ先の確保や、親元から自立した生活を実現するために、市内障害福祉サービス等提供事業所と連携して、「地域生活支援拠点」を整備し、障がい者及びその介助者が安心して生活できる体制を整えていきます。

2. 事業の実施方法

本市の「地域生活支援拠点」は、緊急時の受け入れや、グループホームへの体験が可能な事業など既存の障害福祉サービス提供事業所等が分担して支援を行う面的整備型で実施します。

なお、利用にあたっては「事前登録制」とし、登録の際は利用者と関係機関の支援者等が面談をして利用に必要な情報の聞き取りをします。

3. 対象者

市内に住所を有する障がい者で、家族による介護が必要な方。

4. 費用について

障害福祉サービスの介護給付費で対応。

（事業所の認定申請により、地域生活支援拠点等に係る加算）

5. 緊急時の定義

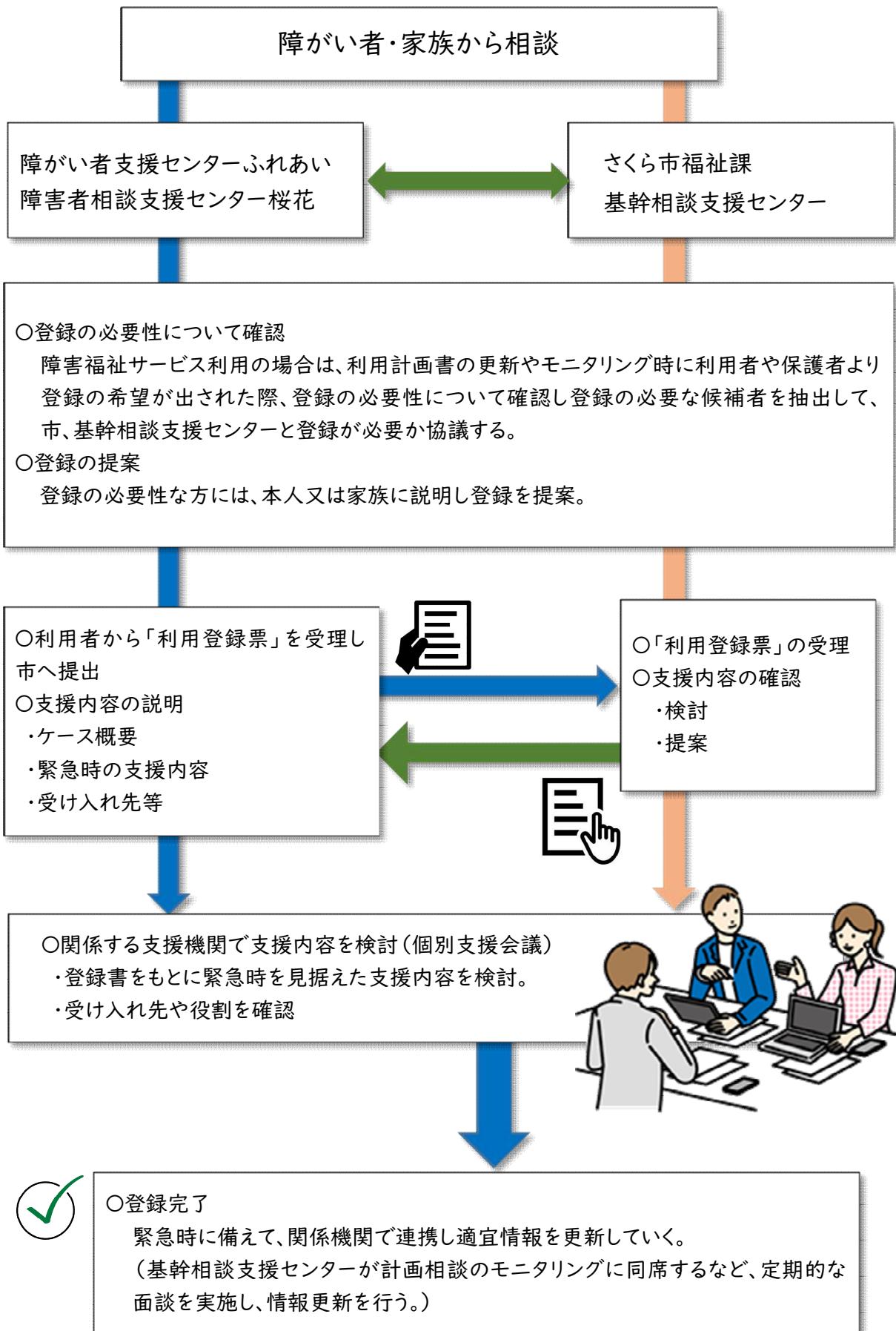
本事業における「緊急時」とは、障がい者の介護者が突然の病気や入院、死亡、その他やむをえない理由により、障がい者が居宅で単独生活することが困難な場合とします。

6. 支援施設

	施設名	事業の種類	機能	対象者
1	桜ふれあいの郷	生活介護、施設入所支援 就労継続支援	体験の機会・場	知的
2	桜ふれあいの郷	短期入所	緊急時の受入れ	知的
3	清風園	生活介護、施設入所支援 就労継続支援 B型	体験の機会・場	身体
4	清風園	短期入所	緊急時の受入れ	身体
5	障がい者支援センターふ れあい	特定相談支援事業、 障害児相談支援事業	相談、緊急時の受入れ、体験の 機会・場、地域の体制づくり	全ての障害
6	障がい者支援センターふ れあい	一般相談支援事業	相談、緊急時の受入れ、体験の 機会・場	全ての障害
7	グループホーム (とちぎ健康福祉協会)	共同生活援助事業	体験の機会・場	知的・身体
8	グループホーム (恵友会)	共同生活援助事業	緊急時の受入れ 体験の機会・場	知的、身体
9	ユーススタイルホーム さくら	短期入所、共同生活援助	緊急時の受入れ 体験の機会・場	全ての障害

7.利用までの流れ

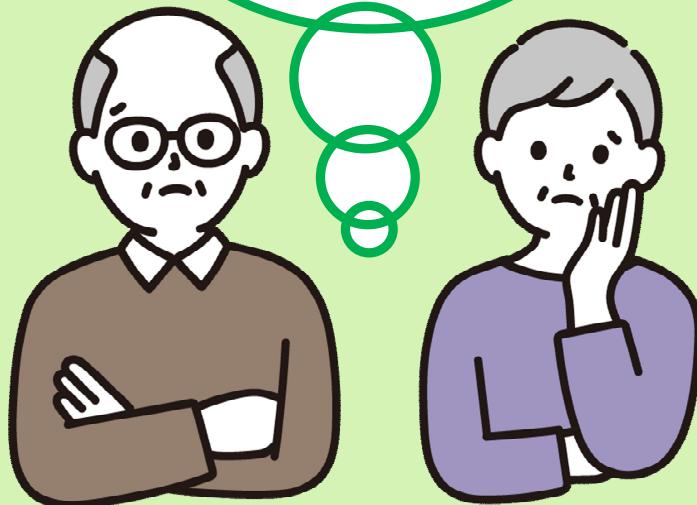
登録までの相談支援専門員と、市・基幹相談支援センター職員対応の流れ



さくら市地域生活支援拠点

～生活全般に困つたらぱるぱるへ～

- 高齢になってきて、将来の子どものこと心配。 . . 。
- 自分が入院したら、家で子ども1人で大丈夫かしら。
- 将来的に1人で暮らせるように自立に向けて、グループホームを体験してみたい。
- 今まで障がい福祉サービスを使ったことがないけど、どんなサービスがあるか知りたい。
- ひとりではどうしてよいかわからない。



【 】そんな時は「トータルサポートぱるぱる」にご相談ください。
障がいをお持ちの方とその家族への安心のお手伝いをします。

福祉課 障がい福祉係
基幹相談支援センター
☎028-681-1161

障がい者支援センターふれあい
☎028-681-6666
障害者相談支援センター桜花
☎028-681-6720

【利用登録までの流れ】

障がい者・家族



- 障がい者支援センターふれあい
☎028-681-6666
- 障害者相談支援センター桜花
☎028-681-6720

または

- 福祉課 障がい福祉係
- 基幹相談支援センター
☎028-681-1161



- 現在の状況を詳しく聞き取りするため面談を実施。
※面談をして必要な方には、登録のご案内をします。
・「利用登録票」と「インテーク・アセスメントシート」を作成する。



- 関係する支援機関で支援内容を調整（個別支援会議）
・「利用登録票」をもとに緊急時を見据えた支援内容を検討。
・緊急時の受け入れ先や役割を確認。

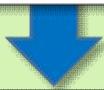


- 登録完了。

○障害福祉サービスを利用したことのない方は



- ①福祉サービスの計画相談支援事業所と契約をする。
- ②障害支援区分の認定申請をする。利用事業所と契約をする。
- ③緊急時にスムーズに施設を利用できるように、利用を予定している施設（短期入所、グループホームなど）の利用を開始する。



- 急に利用が必要になっても、**利用する方も、受け入れる施設も**あわてずに安心して利用できる。